

会議録
令和8年第2回更別村議会臨時会
第1日（令和8年5月13日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第49号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第50号 東15号局部改良工事工事請負契約締結の件
- 第 7 議案第51号 動産の買入の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		5番	小谷文子
	6番	荻原正			

◎欠席議員（1名）

4番 尾立要子

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	総務課長	佐藤敬貴
産業課長	中村清	住民生活課長 会計管理者	吉井敬紀
建設水道課長	石川亮		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	岡田昌展	書記	小丹枝千鶴
書記	村田弘治		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、4番、尾立議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。ちょっと若干長めになりますので、大変申し訳ありません。お許してください。

本日ここに令和8年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、4月16日に札幌で開催をされました第80回北海道町村会定期総会におきまして、令和8年度民生文教政務活動方針の中の1、地域医療の確保についての項目に新たに地域における総合診療科の位置づけや役割を明確化することにより、総合診療医を目指す医師の拡大を図る観点から、医療科目として総合診療科の標榜を可能とすることの文言が新たに加筆をされ、承認をされております。これは本年2月、診療所の山田所長から診療科名として総合診療科の標榜科実現に向けて協力の依頼があったことによるものであります。その後3月12日に日本プライマリ・ケア連合学会理事長、草場理事長、現在北海道家庭医療学センター理事長であります、札幌の北海道町村会に要請に訪れ、柴田北海道町村会常務理事と面談をされております。要請、相談の内容趣旨は、現在医療機関で標榜可能となっている診療科に総合診療科が含まれないことから、総合診療科を標榜可能とする国への要請について同町村会にも協力していただきたいというものであります。このことは6月の北海道町村会の中央行動の正式な要望項目にも追加をされ、私も上京して中央要請を行います。一日も早い総合診療科の標榜が実現するよう同町村会や家庭医療学センターと連携し、しっかりと取り組んでまいります。詳しくは広報の5月号の村長室だよりに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

さて、長年の懸案事項でありました学校給食センター並びに福祉ホームの建設が完了し、4月から新センターにより給食が提供され、福祉ホームも体験入居を開始したところであります。今後一層の教育、福祉施策の前進に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

また、昨年度もデジタル格差の解消と災害時等に備えてスターリンク衛星通信網のエリア拡大を行いました。今後もスマート農業やビッグデータのAI解析など幅広い分野でのデジタルの普及に努めてまいります。

先週の5月7日、8日に上京いたしました。農水省におきましては気象変動や高温での

作業被害の現状とそれらに対応する農業資材であるバイオスティミュラント、ＢＳの資材による実証による成果の報告と、さらなる研究活用促進や企業誘致の要請を行いました。

続きまして、本年４月から文科省に派遣をしている本村職員の所属部署である総合教育政策局への表敬訪問と激励訪問を行いました。

また、昨年に多額のご寄附をいただきました神奈川県在住の村ゆかりの方を直接訪問し、村民を代表して感謝とお礼の言葉を伝えてまいりました。大変ありがとうございました。

また、４月１６日には札幌で開催されました令和８年度北海道酪農振興町村長会議総会に出席してまいりました。今年も北海道農政部からの情報提供もあり、長引くロシアのウクライナへの侵攻、さらにはホルムズ海峡封鎖等の国際情勢の悪化から、肥料や飼料、生産資材や燃油の高騰が続く、併せて近年の異常気象等に伴う自然災害の多発や農作物への悪影響、恒常的な消費の落ち込みによる酪農、畑作をはじめとする農業全般にわたる危機的状況においては引き続き厳しいものがあるとの報告がなされました。

また、本村におきましても先週には強風による直播のビートで広範囲にわたる被害が生じているとの報告も聞いております。状況等によりましては何かの対応策も講じなければならないと考えております。村としても現状をしっかりと認識し、ＪＡや関係機関と連携しながら、本村の基幹産業である農業を守るためしっかりと状況把握に努め、課題、事態の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

さて、一部報道がありました運用開始してから１年半でのＥＶ車両の不具合と一斉点検、リコールの実施、販売元の先月からの民事再生申請につきましては、一昨日開催の議会総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会の合同調査でも説明申し上げましたとおり、スポンサー支援による再生を模索しているところであります。事業につきましては継続しつつ、経営再建の動向を注視し、慎重に対応してまいりたいと思っております。さらに、交付元の内閣府とも昨年来助言、協議を積み重ねているところであります。今後今回の所管事務調査のまとめと様々な関係状況の把握に最大限に努めながら適切に対応していきたいと考えているところであります。議員、村民の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件、東１５号局部改良工事工事請負契約締結の件、動産買入れの件の３件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、安村さん、3番、斎藤さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月12日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 議案第49号

○議長 日程第5、議案第49号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第49号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、個人の村民税に係る寄附金税額控除、住宅借入金特別税額控除等に関する規定を定めるものであります。

（2）、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例の適用年限を延長するため、規定を改めるものであります。

（3）、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る村民税の課税の特例に関する規定を新設するものであります。

（4）、固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げるため、規定を改めるものであります。

（5）、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきまして、適用対象、適用期限及び条例で定める割合に関する規定を改めるものであります。

（6）、固定資産税におけるバリアフリー改修を行った特別特定建築物に係る課税の特別措置を拡充するための規定を改めるものであります。

（7）、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置に係る要件及び、次ページへまいります。適用期限等に関する規定を改めるものであります。

（8）、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割並びに環境性能割に関する規定を改めるものであります。

（9）、その他関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、この件に関して資料を提出しております。

また、吉井住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長。

○村 長 申し訳ありません。訂正です。

表題のところを更別村税条例の一部を改正すると申し上げましたけれども、更別村税条例等が入っておりましたので、等の一部を改正する条例と改めさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 吉井住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明

をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の一部改正は、国の税制大綱に基づくものでありまして、その改正概要は、物価高への対応の観点から物価上昇局面における基礎控除等の対応、資産課税における新築住宅、再生可能エネルギー発電設備等に係る特例措置を拡充するものになっております。さらに、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う改正など、所要の改正を行うものとなっております。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、法律改正に伴う条や項のずれ、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1条として、更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）の一部を次のように改正するものといたします。

初めに、第18条の3、納税証明事項になります。法律改正に伴う軽自動車税環境性能割の廃止によりまして、納税証明事項について改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第19条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金は、法律改正に伴う軽自動車税環境性能割の廃止により、後ほどご説明いたします関係条文第81条の6第1項の削除により改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

次のページをお開きください。第33条、所得割の課税標準は、個人の村民税に係る株式等の配当所得において特定大口株主配当を特定配当等に追加するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第34条の7、寄附金税額控除は、復興特別所得税の課税期間の延長等に伴い、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第36条の2、村民税の申告は、個人の村民税の納税義務者で村内に住所を有する個人が提出する市町村村民税申告書に係る規定であります。次のページをお開きください。後ほどご説明いたします関係条文の追加により、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、次のページをお開きください。給与所得者が提出する扶養親族等申告書の記載事項について、後ほどご説明いたします関係条文の改正により、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、第1項は、公的年金等の支払いを受ける一定の公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出についての規定でございますが、現行の第1項の規定の全文を改正後の下線部のとおり改め、次のページをお開きください。新たに第2項を加え、次のページをお開きください。現行の第2項以降項を繰り下げようとするものでございます。

第63条、固定資産税の免税点は、次のページをお開きください。家屋に係る免税点を現行の20万円から改正後は30万円に、償却資産に係る免税点を現行の150万円から改正後は

180万円にそれぞれ改めるものとさせていただきます。

第80条、軽自動車税の納税義務者等の第1項は、環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税は軽自動車等の所有者に課することとするため、改正後の下線部のとおり改めるものとさせていただきます。

また、現行の第2項は環境性能割の課税に関する規定ですので、全文を削除し、現行の第3項は第2項に繰り上げ、改正後の下線部のとおり改めるものとさせていただきます。

第81条、軽自動車税のみならず課税、第1項は軽自動車の売買契約において売主が所有権を留保している場合は買主を所有者とみなして軽自動車税を課すること、第2項は買主の変更があったときは新たな買主を軽自動車等の所有者とみなして課税することとするため、改正後の下線部のとおり改めるものとさせていただきます。

また、現行の第3項、次のページをお開きください。及び第4項は、環境性能割の課税に関する規定ですので、全文を削除するものとさせていただきます。

現行の第81条の3、環境性能割の課税標準から第81条の4、環境性能割の税率、第81条の5、環境性能割の徴収の方法、第81条の6、環境性能割の申告納付、次のページをお開きください。第81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料、第81条の8、環境性能割の減免は、環境性能割の廃止に伴いまして全文を削除するものとさせていただきます。

第82条、種別割の税率から第83条、種別割の賦課期日及び納期、第85条、種別割の徴収の方法は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税にそれぞれ改めるものとさせていただきます。

第87条、種別割に関する申告または報告、第1項は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改め、また同項から、次のページをお開きください。第2項及び第3項は、申告書様式の枝番号のずれに対応させるため、改正後の下線部のとおり改めるものとさせていただきます。

第88条、種別割に係る不申告等に関する過料、第89条、種別割の減免、次のページをお開きください。第90条、身体障害者等に対する種別割の減免第1項から、次のページをお開きください。同条第5項は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税にそれぞれ改めるものとさせていただきます。

第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、第2項及び第7項は、先ほどご説明いたしました第80条の項番号の繰上げに伴う項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改め、また環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税にそれぞれ改めるものとさせていただきます。

次のページをお開きください。次に、制定附則の改正でさせていただきます。第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、いわゆるセルフメディケーション税制の適用期限を延長するため、改正後の下線部のとおり平成30年度以後に改めるものとさせていただきます。

現行の第7条の3、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除は、第1項から第3項ま

での全部を削除し、次のページをお開きください。現行第7条の3の2を改正後は見出しを個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除として第7条の3に改め、適用期限及び居住年に関する規定について延長するため、それぞれ改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例は、後ほどご説明いたします関係条文の追加及び関係法令の改正に伴い、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例、第1項は、特例の適用期限を3年延長するため、下線部のとおり改正後は令和12年度までに改めるものでございます。

次のページをお開きください。第2項は、先ほどご説明しました附則第7条の3の条番号の改正に伴う条ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第9条の2は、個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等における読替規定の引用条文について、関係法令の改正に伴う項番号の追加に伴い、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、次のページをお開きください。第3項から第6項は、関係法令の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改め、また条例で定める割合を改正後は2分の1にそれぞれ改めるものでございます。

第7項は、関係法令の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改め、また条例で定める割合を改正後は5分の3に改めるものでございます。

第8項及び第9項は、関係法令の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改め、また条例で定める割合を改正後は3分の2にそれぞれ改めるものでございます。

第10項は、引用条文の項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

現行の第11項から第13項は、関係法令の改正に伴い特例対象設備から除外されましたので、全文を削除し、現行第14項を繰り上げ、第11項とするものでございます。

改正後の第12項は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、バリアフリー改修の基準に適合する改修工事を行った家屋に係る固定資産税の減額措置の要件の見直し、また適用期限の延長についての規定を新たに追加するものでございます。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、第7項から、次のページをお開きください。第8項及び第9項、次のページをお開きください。第11項及び第12項において関係法令の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第13項及び、次のページをお開きください。同項第3号は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物について、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書の添付書類について改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

現行の第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第1項から第3項、次のページをお開きください。同条第4項、第15条の3、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例、第15条の3の2、第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、次のページをお開きください。第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、環境性能割の廃止に伴いまして全文を削除するものでございます。

第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、第1項は関係法令の改正に伴う引用条文の改正に対応するため、第2項は税率の特例の適用期間を延長するため、次のページをお開きください。第3項は、税率の特例の適用期間を変更するため、改正後の下線部のとおり改め、また環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税にそれぞれ改めるものでございます。

現行の第4項は、3輪以上のガソリン軽自動車の種別割に関する規定ですので、全文を削除するものでございます。

第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第1項及び第2項から、次のページをお開きください。同条第3項は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税にそれぞれ改めるものでございます。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例、第3項から、次のページをお開きください。第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例、第3項、第17条、長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例、第3項は、先ほどご説明いたしました附則第7条の3の条番号の改正に伴う項ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

次のページをお開きください。第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例、第1項及び第2項は、特例の適用期限を3年延長するため、下線部のとおり改正後は令和11年度までに改めるものでございます。

次のページをお開きください。改正後の第4項は、譲渡した土地等がその譲渡のときにおいて地滑り防止区域等内に存する場合には本特例の適用がないことを規定するため、新たに追加するものでございます。

第18条、短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例、第5項から、次のページをお開きください。第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例、第2項は、先ほどご説明いたしました附則第7条の3の条番号の改正に伴う条ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

改正後の第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例、第1項及び、次のページをお開きください。同条第2項は、特定暗号資産の分離課税の導入など、法規定の新設に伴う規定を新たに追加するものでございます。

第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例、第2項から、次のページをお開きください。第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例、第2項及び第5項、次のページをお開きください。第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例、第2項及び、次のページをお開きください。同条第5項は、先ほどご説明しました附則第7条の3の条番号の改正に伴う条ずれに対応するため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

次のページをお開きください。次に、第2条として更別村税条例等の一部を改正する条例（平成26年更別村条例第10号）の一部を次のように改正するものとします。

附則第6条は、環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

次に、附則となります。第1条は、施行期日を規定しており、この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用とするものであります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

次のページをお開きください。第2条は、村民税に関する経過措置を規定しております。第1項は公的年金等の申告書について、第2項は住宅借入金等特別税額控除について、第3項は寄附金税額控除における特例控除額の特例について、第4項は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例について、第5項は特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例について規定しております。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定しており、第1項は別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとし、第2項は固定資産税の免税点について、次のページをお開きください。同条第3項及び第4項は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定しております。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定しており、第1項は新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものとし、第2項はこの条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割について、なお従前の例によるものとし、第3項は令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることを規定しております。

最後になりますが、説明資料としまして更別村税条例等の一部を改正する条例の改正概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第49号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第50号

○議 長 日程第6、議案第50号 東15号局部改良工事工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第50号 東15号局部改良工事工事請負契約締結の件であります。
東15号局部改良工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1の工事名は、東15号局部改良工事であります。

2の工事場所は、更別村字更別であります。

3、契約の方法につきましては、指名競争入札による落札であります。

4、契約金額は、6,732万円であります。

5、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南2線94番地、株式会社山内組代表取締役、山内信男氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料を提出しておりますので、そちらを御覧ください。資料（議案第50号）であります。

1、入札日時は、令和8年4月21日午前10時であります。

2、指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3の工事内容につきましても記載のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。

4の工期であります、契約締結の日から令和8年9月30日までとなっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。
これから議案第50号 東15号局部改良工事工事請負契約締結の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号

○議長 長 日程第7、議案第51号 動産の買入の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第51号 動産の買入の件であります。
次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

- 1、買入れの目的、ふるさと館で使用する乗用芝刈り機の購入。
- 2、動産の品名、これについても記載してありますので、お目通しをお願いするものであります。
- 3、動産の数量は1台。
- 4、契約金額は、745万8,000円であります。
- 5、買入れの方法及び時期、指名競争入札による落札であります。令和8年11月30日までに取得するものであります。
- 6、契約の相手方ではありますが、河西郡更別村字更別南1線91番地、株式会社ヤマジョウ代表取締役、太田智範氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうを御覧ください。資料（議案第51号）であります。

入札日時は、令和8年4月14日午前10時であります。

指名業者につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

3、仕様内容、乗用芝刈り機1台であります。

4、納入期限、契約締結の日から令和8年11月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和8年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時45分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8年 5月 13日

更別村議会議長

同 議員

同 議員